

報告第 20 号

議会の委任による専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分したから、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 11 月 28 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

専決第 1 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

1 8 , 7 0 0 円

（参考） 令和 6 年 7 月 2 4 日、甲賀市水口町元町地先の交差点において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

報告第20号 参考資料

議会の委任による専決処分 of 報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

次のように市有自動車の運転事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分した。

【概 要】

令和6年7月24日、甲賀市水口町元町地先の交差点において、市有自動車での市側の不注意による事故により、相手方の車両を損傷させたことによる損害賠償の額を定めたもの。

【賠償金】18,700円

【示談日】令和6年11月11日

位 置 図

